

令和3年第18回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：令和3年12月23日
 担当部・課：福祉部福祉総務課〔内線2452〕

<p>① 件 名</p> <p>住民税非課税世帯等への灯油購入費等給付金事業の実施について</p>
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p> <p>【背景】 新型コロナウイルス感染症の影響により今後の経済動向が不透明な中、原油生産国における減産体制の影響を受けて燃油価格が高騰しており、本格的な寒さを迎える中、灯油価格等の高騰は、経済的に厳しい状況におかれている生活困窮者の生活に影響を与えている。</p> <p>【目的】 燃油高騰により、経済的に厳しい状況におかれている住民税非課税世帯等に対し、灯油購入費を支援し、生活支援を図る。</p>
<p>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p> <p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第3章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち 第5節 みんなが共に支え合う地域共生社会の実現 1 地域の孤立防止を推進する</p>
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p> <p>令和3年12月 市議会第4回定例会において関係補正予算について議決</p>
<p>⑤ 主な内容</p> <p>(1) 支給対象者</p> <p>① 基準日（令和3年12月10日）において、世帯全員の令和3年度分の市民税均等割が非課税である世帯（生活保護世帯を含む） ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。</p> <p>② 家計急変世帯 ①以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、世帯全員の令和3年度分の市民税均等割が非課税である世帯と同様の事情があると認められる世帯（直近の収入減少により、市民税（均等割）が非課税相当と見なされる世帯） ※①、②ともに、住民税非課税世帯等臨時特別給付金と同一の対象者。</p> <p>(2) 想定対象世帯数</p> <p>① 19,000世帯 ② 4,000世帯 合計 23,000世帯</p> <p>(3) 支給金額及び方法 1世帯当たり5,000円を原則、口座振込により給付。</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

灯油価格等の高騰に伴い、経済的に厳しい状況におかれている生活困窮者の生活支援を図ることができる。

【市財政への負担】

事業費（扶助費） 115,000千円

（財源）一般財源（特別交付税による措置あり）

※宮城県において、市町村に対し「生活困窮者向け灯油購入助成事業」を実施予定。

・補助単価：1世帯あたり上限5千円

・補助率：1/2

・上限：3,000千円（人口規模に応じ上限設定。人口10万人以上は3,000千円）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【県内の状況】

全ての自治体を実施、若しくは検討中

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年12月 実施要綱制定
令和4年 1月 コールセンター設置
 確認書等発送
 市報等による周知
 2月 振込開始

⑨ その他

資源エネルギー庁の調べによる宮城県の民生用灯油価格の推移（18ℓ当たりの価格）

令和2年11月 1,335円

令和3年11月 1,878円（対前年比 543円）